平成２７年（フ）第５０３号
京都市右京区梅津畚原町43番地34
債務者　村越佐裕里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５１２号
京都市下京区中堂寺南町111番地　ＳＴＤ五条206号
債務者　水谷　良生
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
京都府京田辺市三山木八反坪37番地　保田アパート２号室
債務者　平尾　太陽
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３５号
京都府城陽市寺田高田52番地の３
債務者　笹田　久次
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
京都府京丹後市網野町網野73番地の72
債務者　澤　　朋惠
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第３６１号
堺市中区八田北町539番地１　プレアール八田北町205号、前住所大阪府松原市立部１丁目203番地の２
債務者　久保田祐樹（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
堺市南区赤坂台３丁９番21―409号
債務者　石本　正一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
堺市北区中百舌鳥町４丁471番地　ベーネ303号
債務者　田邊　　愛
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目５番17号　コーポクイーンＢ101号室
債務者　雨田　清昭
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４０５号
大阪府河内長野市清見台４丁目16番１号
債務者　市岡　冨英
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８３号
大阪府富田林市向陽台２丁目４番30号―203
債務者　込山　直明
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
大阪府松原市松ケ丘１丁目４番14―207号、前住所大阪府松原市上田３丁目２番11―201号
債務者　山下　麻美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
熊本市中央区水前寺公園３番18―403号　パークサイドビル
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
盛岡市津志田中央３丁目27番50号　シティハイムセルティアＥ―103号、旧住所盛岡市仙北３丁目21番13号　グリーンスガワラ３号
債務者　三浦　君子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８３号
盛岡市西見前12地割16番地１　市営柿の木アパート３号館202号
債務者　藤村　　順
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８５号
盛岡市中央通３丁目12番12―201号
債務者　野中　健司
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６１号
群馬県太田市龍舞町1669番地４　レオパレスＷｉｔｈＣ―106号、前住所群馬県太田市新田中江田町167番地１
債務者　石川　真弓
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
前橋地方裁判所太田支部